令和８年度（令和７年分）

市民税・県民税申告のしおり

市民税・県民税申告書……**P7**
収支内訳書等……**P9 以降**
} ミシン目あり

問い合わせ・提出先

〒959-2092　阿賀野市岡山町10番15号
阿賀野市役所 総務部税務課市民税係
電話：0250-62-2510（内線：2664～2666）

所得の種類

令和7年1月から令和7年12月までの所得で該当するものを申告書に記入してください。事業・不動産については、収支内訳書を記載し添付してください。

事業	① 営業等	販売業、製造業、飲食店業、建設業、サービス業などの営業及び弁護士、外交員、集金人、大工などの事業から生じる所得
事業	② 農　業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得
③	不　動　産	貸家、貸アパート、貸駐車場、貸地、小作料などによる所得
④	利　　子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得（源泉徴収されたものを除く）
⑤	配　　当	株式や出資に係る剰余金の配当、投資信託の収益の分配などによる所得 上場株式分は原則、申告不要です（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税５%が源泉徴収されています）。
⑥	給　　与	※下記の **収入・所得** の **給与所得** をご覧ください。
雑	⑦ 公的年金等	※下記の **収入・所得** の **雑所得（公的年金等）** をご覧ください。
雑	⑧ 業　　務	※下記の **収入・所得** の **雑所得（業務・その他）** をご覧ください。 原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等の副収入による所得『収入－必要経費＝所得』
雑	⑨ そ の 他	※下記の **収入・所得** の **雑所得（業務・その他）** をご覧ください。 個人年金、上記①～⑧及び⑪のいずれにも該当しない所得『収入－必要経費＝所得』
⑪	総 合 譲 渡	車両、機械、貴金属、骨とうなどの資産（土地・建物・株式等以外）の譲渡による所得で、保有期間によって短期（５年以内）と長期（５年超）に区分されます。
⑪	一　　時	賞金、懸賞当選金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などのような一時的な所得
	※総合譲渡（短期）は『収入－必要経費－特別控除額＝所得』 ※総合譲渡（長期）・一時は『（収入－必要経費－特別控除額）× 1/2 ＝所得』 ※総合譲渡の特別控除額は短期と長期を合わせて最高 50 万円	

給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計（A）	給与所得の金額（１円未満の端数切捨）	
～ 650,999 円	0 円	
651,000 円～ 1,899,999 円	（A）－ 650,000 円	
1,900,000 円～ 3,599,999 円	（A）÷４＝（B） 千円未満切り捨て	（B）×2.8－80,000円
3,600,000 円～ 6,599,999 円		（B）×3.2－440,000円
6,600,000 円～ 8,499,999 円	（A）× 0.9 －1,100,000 円	
8,500,000 円～	（A）－ 1,950,000 円	

公的年金等に係る雑所得の速算表（合計所得 1,000万円以下用）

65 歳未満（昭和 36 年 1 月 2 日以降生まれの人）

公的年金等の収入金額の合計（C）	公的年金等雑所得の金額（1円未満の端数切捨）
～ 1,299,999円	（C）－600,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	（C）×0.75－275,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	（C）×0.85－685,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	（C）×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	（C）－1,955,000円

65 歳以上（昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれの人）

公的年金等の収入金額の合計（C）	公的年金等雑所得の金額（1円未満の端数切捨）
～ 3,299,999円	（C）－1,100,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	（C）×0.75－275,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	（C）×0.85－685,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	（C）×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	（C）－1,955,000円

◎所得金額調整控除

①給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合は、（D）の金額を給与所得から控除した金額が給与所得となります。
ア 本人が特別障害者
イ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
ウ 23 歳未満の扶養親族を有する人

（給与等の収入金額（最高 1,000 万円）－ 850 万円）× 0.1 ＝（D）

⇒該当する場合は、申告書裏面（P8）の「10 所得金額調整控除に関する事項」欄に記入してください。

②給与所得と公的年金等の雑所得の合計金額が 10 万円を超える場合は、（D）の金額を給与所得から控除した金額が給与所得となります。

給与所得（最高10万円）+公的年金等の雑所得（最高10万円）－10万円＝（D）

※①と②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額が控除されます。

◎家内労働者等の所得計算の特例

家内労働者等で事業所得又は雑所得がある場合は、必要経費として最大 650,000 円を算入することができます。 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。（ページ ID 12204）

収入・所得

令和７年１月～令和７年12月に支払いを受けたものが対象です。

給与所得

給料（パート・アルバイトを含む）、俸給、賃金、賞与など
★源泉徴収票
★給与明細書
など

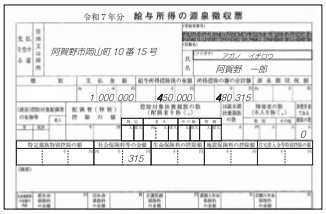

【申告書 裏面】（P8）
1 給与所得の内訳
（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日　給	勤務日数	月　　収
1	10,000 円	5 日	50,000 円
2	10,000	3 日	30,000
3	10,000	2 日	20,000
賞与等			円
合　計			150,000 円
勤務先所在地	阿賀野市岡山町○○番××号		
勤務先名	㈱○×商店		
電話番号	0250-○○-××××		

雑所得（公的年金等）

国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金等（遺族年金・障害年金を除く）
★源泉徴収票

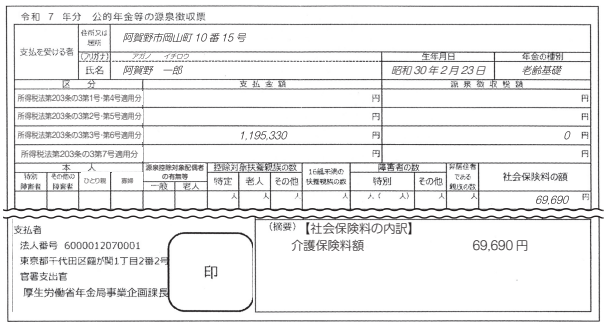

雑所得（業務・その他）

★支払調書
★配分金支払証明書
★支払年金額等のお知らせ　など

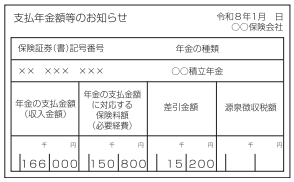

【申告書 裏面】（P8）

5 雑所得（業務・その他）に関する事項

種　目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
雑	○○積立年金	166,000 円	150,800 円

- 原稿料・講演料などは、各項目ごとに収入から必要経費（交通費・資料作成費など）を差し引いてください。
- 個人年金などは掛金を必要経費として差し引くことができます。

『住民税シミュレーションコーナー』で申告書が作成できます！！！

画面の案内に沿って入力⇒申告書を印刷⇒郵送又は申告便利 BOX に投函して完了！

【サイトの検索方法】
- インターネットから
- 市ホームページから
- 二次元コードから

阿賀野市　税シミュ を入力し **検索**
ページ ID 検索欄に **2167** を入力し **検索**

主な控除

⑬～⑯、㉘の控除は、令和７年１月から令和７年 12 月までに支払ったものが対象です。
⑰～㉔の控除は令和７年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況によって判断します。
申告書の「[2]所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄に記入してください。

⑬社会保険料控除

★領収書、支払額証明書、源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族のために社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）を支払った場合
◆給与や公的年金等から天引きされた各種保険料等は、天引きされた本人以外に控除を受けることができません。

支払った金額＝控除額

⑭小規模企業共済等掛金控除

★支払った掛金額の証明書

小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合

支払った金額＝控除額

⑮生命保険料控除

★支払額などの証明書（保険会社発行）

Ⓐ平成 24 年１月１日以降に締結した保険契約等**（新契約）**

（1）新生命保険料の計
（3）新個人年金保険料の計
（5）介護医療保険料の計

年間の支払保険料Ⓐ	控除額
～12,000 円	Ⓐの金額
12,001 円～32,000 円	Ⓐ× 0.5 ＋ 6,000 円
32,001 円～56,000 円	Ⓐ× 0.25 ＋ 14,000 円
56,001 円～	28,000 円

Ⓑ平成23年12月31日以前に締結した保険契約等**（旧契約）**

（2）旧生命保険料の計
（4）旧個人年金保険料の計

年間の支払保険料Ⓑ	控除額
～15,000 円	Ⓑの金額
15,001 円～40,000 円	Ⓑ× 0.5 ＋ 7,500 円
40,001 円～70,000 円	Ⓑ× 0.25 ＋ 17,500 円
70,001 円～	35,000 円

次の区分ごとに上記の計算式により**控除額**を算出してください。

㋐	（1）新生命保険料	
㋑	（2）旧生命保険料	※
㋒	（1）と（2）両方ある場合 （1）＋（2）	（最高 28,000 円）

一般生命保険料控除額
㋐～㋒のうち一番大きい額

㋓	（3）新個人年金保険料	
㋔	（4）旧個人年金保険料	※
㋕	（3）と（4）両方ある場合 （3）＋（4）	（最高 28,000 円）

個人年金保険料控除額
㋓～㋕のうち一番大きい額

（5）介護医療保険料	

介護医療保険料控除額

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料をあなたが支払った場合（最高は 70,000 円）

※新契約と旧契約の両方がある場合
それぞれの計算式で求めた合計額
（各控除の上限は 28,000 円
合計額の上限は 70,000 円）
ただし、旧契約の控除額が 28,000 円を超える場合は、下記の旧契約のみが適用されます。

※旧契約のみの場合
（各控除の上限は 35,000 円
合計額の上限は 70,000 円）

控除額
⑫ （最高 70,000 円） 円
（小数点以下は切り上げ）

⑯地震保険料控除

★支払額などの証明書（保険会社発行）

※同一契約で地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、どちらか一方となります。

（6）支払った地震保険料の計	
年間の支払保険料Ⓐ	控除額
～50,000 円	Ⓐ× 0.5
50,001 円～	25,000 円

控除額

＋

（7）支払った旧長期損害保険料の計	
年間の支払保険料Ⓑ	控除額
～5,000 円	Ⓑの金額
5,001 円～15,000 円	Ⓑ× 0.5 ＋ 2,500 円
15,001 円～	10,000 円

控除額

＝

控除額
⑬ （最高 25,000 円） 円
（小数点以下は切り上げ）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財に対する損害保険契約等について、地震等損害部分の保険料をあなたが支払った場合（最高は 25,000 円）

⑰寡婦・⑱ひとり親控除

※申告書の□に✓を記入し、⑰寡婦控除の場合は死別又は離婚の□にも✓を記入してください。

現に婚姻していない人や配偶者が生死不明などの人（合計所得金額が 500 万円以下で、事実上の婚姻関係にある人を除く）で、次に該当する場合
①ひとり親控除…生計を一にする子（総所得金額が 58 万円以下）がいる人
②寡婦控除（女性のみ）…ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する人
・夫と死別した後、婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人
・夫と離別した後、婚姻をせず、扶養親族を有する人

下記の表で控除の種類、控除額を確認してください。

配偶関係			死別	離別	未婚
扶養親族	有	子	①ひとり親控除	①ひとり親控除	①ひとり親控除
		子以外	②寡婦控除	②寡婦控除	－
	無		②寡婦控除	－	－

控除額
①ひとり親控除 30 万円
②寡婦控除 26 万円

⑲勤労学生控除

★学生証の写し、学校や職業訓練法人から交付される証明書

あなたが学生（専修学校、職業訓練学校などを含む）で、令和７年中に自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得金額が 85 万円以下で、さらに自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の場合

控除額
26 万円

⑳障害者控除

★障害者手帳、療育手帳（郵送の場合はコピー可）又は介護の障害者控除対象者認定書（高齢福祉課で発行）

あなたや同一生計配偶者、扶養親族（16 歳未満の人を含む）が障害者の場合
①障害者……特別障害者（下記②）以外の人
②特別障害者……療育手帳 A 判定、身体障害者手帳１～２級、精神障害者保健福祉手帳１級の人など
③同居特別障害者…特別障害者のうち、あなたや配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居している人

控除額
① 26 万円
② 30 万円
③ 53 万円

㉑配偶者控除

生計を一にする合計所得金額が 58 万円以下の配偶者（事業専従者を除く）を「同一生計配偶者」と言います。同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下の場合が「控除対象配偶者」となります（900 万円超の人は控除額が変わります）。

ア　70 歳未満（昭和 31 年１月２日以後生まれ）の配偶者 ⇒ 一般の控除対象配偶者
イ　70 歳以上（昭和 31 年１月１日以前生まれ）の配偶者 ⇒ 老人の控除対象配偶者
※合計所得金額が 1,000 万円を超える人で、同一生計配偶者がいる人は、申告書の□に✓を記入してください。（配偶者控除は対象となりませんが、⑳の障がい者に該当する場合、障害者控除は対象となります。）

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者	フリガナ	アガノ　ハナヨ	生年月日	大 平・昭 30・7・5
		氏　名	阿賀野　花代	配偶者の合計所得金額	619,624 円
		個人番号	5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7		※ □同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）

㉒配偶者特別控除

合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 58 万円を超え 133 万円以下のとき、あなたと配偶者の所得金額に応じて控除額が変わります。

A	配偶者の合計所得金額	円
B	あなたの合計所得金額	円

合計所得金額＝前年度損失等の繰越控除前の総所得金額＋退職所得＋山林所得＋申告分離課税（土地・建物の譲渡所得は特別控除前）の合計額

C	配偶者控除額	Aが 58 万円以下かつ Bが 1,000 万円以下	円

申告書「所得から差し引かれる金額」の「㉑」に「C」の金額を転記してください。

D	配偶者特別控除額	Aが 58 万円超 133 万円以下 かつ Bが 1,000 万円以下	円

申告書「所得から差し引かれる金額」の「㉒」に「D」の金額を転記してください。

		あなたの合計所得金額　B		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
		控除額		
配偶者控除C	一般の控除対象配偶者(70 歳未満)	33 万円	22 万円	11 万円
	老人の控除対象配偶者(70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除D　配偶者の合計所得A	58 万円超　100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超　105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超　110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超　115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超　120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超　125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超　130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超　133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	133 万円超	0 円	0 円	0 円

同一生計配偶者の合計所得金額を上記の表にあてはめて計算してください。

㉓扶養控除

生計を一にする配偶者以外の扶養親族のうち、合計所得金額が 58 万円以下の場合（他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除く）
※ 16 歳未満（平成 22 年１月２日以降生まれ）の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます。

区　分	控除額	対象者
一般扶養	33 万円	16 歳以上で下記以外の人（平成 22 年１月１日以前生まれで下記以外の人）
特定扶養	45 万円	19 歳以上 23 歳未満の人（平成 15 年１月２日～平成 19 年１月１日生まれの人）
老人扶養	38 万円	70 歳以上の人（昭和 31 年１月１日以前生まれの人）
同居老親等	45 万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方

㉔特定親族特別控除

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の方がいる場合（配偶者、事業専従者の場合を除く）は、「特親」欄に✓を記入し、その所得に対応する控除額を記入してください。
※市県民税非課税判定の扶養人数には含まれません。

親族等の合計所得金額	親族等が給与だけの場合の収入金額	控除額
58 万円超　95 万円以下	123 万円超　160 万円以下	45 万円
95 万円超　100 万円以下	160 万円超　165 万円以下	41 万円
100 万円超　105 万円以下	165 万円超　170 万円以下	31 万円
105 万円超　110 万円以下	170 万円超　175 万円以下	21 万円
110 万円超　115 万円以下	175 万円超　180 万円以下	11 万円
115 万円超　120 万円以下	180 万円超　185 万円以下	6 万円
120 万円超　123 万円以下	185 万円超　188 万円以下	3 万円

㉕基礎控除

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43 万円	29 万円	15 万円	適用なし

㉘医療費控除

※通常の医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれか選択となります。

■通常の医療費控除（詳しくは P4 をご覧ください。）
★医療費控除の明細書（P5）…明細書の記入内容の確認のため、**申告から５年間、領収書（医療費通知に係るものを除く）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書等は自宅等で保管してください。**

■セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
健康の保持増進及び疾病予防への取組として一定の取組を行い、特定一般用医薬品等の購入が 12,000 円を超えた場合

購入金額－保険金等で補てんされる金額－ 12,000 円＝控除額（控除額最高 88,000 円）

★セルフメディケーション税制の明細書（用紙は市役所税務課にあります。）…明細書の記入内容の確認のため、**申告から５年間、領収書の提示又は提出を求める場合があります。**
★一定の取組を行ったことを明らかにする書類…添付又は提示は不要ですが、**申告から５年間、提示又は提出を求める場合があります。**
※セルフメディケーション税制を申告する場合は、特例□に✓を記入してください。

通常の医療費控除について

P5 医療費控除の明細書の書き方

令和7年1月から令和7年12月までに実際に支払った医療費を集計してください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費の明細書として、医療保険者等が交付する医療費通知を添付すれば、「**2 医療費（上記以外）の明細**」の記入を省略できます。
医療費通知を添付する場合、⑴～⑶を記入します。

※1　医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
①被保険者等の氏名　②療養を受けた年月　③療養を受けた者の氏名　④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額　⑥保険者等の名称

※2　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

※3　医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

⑴**「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄**
あなたが負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。
※　医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますので注意してください。

⑵**「⑴のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄**
⑴の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
※　医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書を確認してください。

⑶**「⑵のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄**
生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。
※　保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合でも、他の医療費からは差し引きません。

記入例

⑴ 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）（注）	⑵ ⑴のうちその年中に実際に支払った医療費の額	⑶ ⑵のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
176,584 円	㋐ 153,300 円	㋑ 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

⑴で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

⑵の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します

2 医療費（上記1以外）の明細

「**1 医療費通知に記載された事項**」に記入したものは、記入しないでください。
その年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。
なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた人」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

⑴**「医療を受けた人の氏名」欄**
医療を受けた人の氏名を記入します。

⑵**「病院・薬局などの支払先の名称」欄**
診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

⑶**「医療費の区分」欄**
医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

⑷**「支払った医療費の額」欄**
医療費控除の対象となる金額を記入します。

⑸**「⑷のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄**
上記**1**⑶と同様です。

記入例

⑴ 医療を受けた人の氏名	⑵ 病院・薬局などの支払先の名称	⑶ 医療費の区分	⑷ 支払った医療費の額	⑸ ⑷のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
阿賀野 一郎	○○○病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	15,000 円	円
〃	○○○調剤薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	12,500	
〃	○○○医院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	16,660	
阿賀野 花代	○○○病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	25,250	

◎医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例）	控除の対象に含まれないもの（例）
○　医師、歯科医師による診療や治療の対価 ○　治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ○　助産師による分べんの介助の対価 ○　医師等による一定の特定保健指導の対価 ○　介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	○　**医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用** • 通院費　• 医師等の送迎費 • 入院の対価として支払う部屋代や食事代 • 医療用器具の購入や賃借のための費用 • 義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 • **6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で**、その人の治療をしている医師が発行した証明書**「おむつ使用証明書」**、または市が発行する**「主治医意見書を確認した書類」**、詳しくは高齢福祉課に確認してください。 ○　介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価**（領収書に「医療費控除対象分」として記載のある金額）**	○　容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ○　健康診断の費用 ※ただし、人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときは、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象になります。 ○　インフルエンザ等の予防接種費用 ○　自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○　治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
○　治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	○　かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○　医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	○　疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用（サプリメント等）
○　病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	○　病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 ※タクシー代は一般的に医療費控除の対象になりません。病状からみて急を要する場合や電車、バス等の利用ができない場合は対象となります。	○　親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

令和　　年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける人は、セルフメディケーション税制は受けられません。
セルフメディケーション税制を受ける人は、専用の用紙を使ってください。

住　所　　氏　名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
円	㋐　円	㋑　円

(注)　医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた人」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた人の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費	円	円
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
2 の 合 計			㋒	㋓

医療費の合計	A	(㋐+㋒)　円	B	(㋑+㋓)　円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)　円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額（A－B）	(マイナスのときは0円)	C
所得金額の合計額		D
D ×0.05	(赤字のときは0円)	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C－F）	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

お願い

必ず医療費の明細を作成してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください

記入例

令和８年度（令和７年分）市民税・県民税申告書

整理番号	

必ず記入してください。

あて先 阿賀野市長	現住所	阿賀野市岡山町10番15号	職業	家電小売業
提出年月日 年 令和 8 月 2 日 16	フリガナ	アガノ イチロウ	電話番号	0250-62-2510
※市処理欄 L ／ G ／	氏名	阿賀野 一郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
			生年月日	大・(昭)・平・令 30 年 2 月 23 日

1 収入がないときは、下記から該当するものを選んで□にチェックを入れてください。

□ 失業保険受給中　□ 遺族年金受給中　□ 障害年金受給中　□ 家族に扶養されている
□ 休職中　□ 求職中　□ 病気療養中　□ その他（　　）

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

証明書にある支払金額を記入してください。

種類	支払金額	種類	支払金額
国民健康保険 社会保険	357,044 円	国民年金(証明書必要)	円
		後期高齢者医療保険料	円
介護保険料	69,690 円	合計	426,734 円

⑮生命保険料控除（証明書必要）	新生命保険料の計 (1) 43,000 円	旧生命保険料の計 (2) 20,000 円
	新個人年金保険料の計 (3) 円	旧個人年金保険料の計 (4) 120,000 円
	介護医療保険料の計 (5) 10,000 円	
⑯地震保険料控除（証明書必要）	地震保険料の計 (6) 60,000 円	旧長期損害保険料の計 (7) 円
⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除 ⑲勤労学生控除	⑰□寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還 ⑱□ひとり親控除	⑲□勤労学生控除（在学証明書・学生証の写しが必要）（学校名）

⑳障害者控除 障害者手帳（郵送の場合は写し）や証明書が必要です。	1 氏名	阿賀野 太郎	障害の程度	身体障害者1 級
	2 氏名		障害の程度	級

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者 フリガナ	アガノ ハナヨ	生年月日	大・平・(昭)・令 30・7・5
	氏名	阿賀野 花代	配偶者の合計所得金額	619,624 円
	個人番号	5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7		□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）

㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除					
1	フリガナ	アガノ タロウ	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	氏名	阿賀野 太郎	大・平・(昭)・令 5・11・7 □16歳未満	☑同居 □別居※	父
	個人番号	1 3 5 7 9 2 4 6 8 0 1 3	特親	控除額 45 万円	
2	フリガナ	ゴズ ミツコ	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	氏名	五頭 みつ子	大・平・(昭)・令 35・8・11 □16歳未満	□同居 ☑別居※	妹
	個人番号	0 8 6 4 2 9 7 5 3 1 0 8	特親	控除額 33 万円	
3	フリガナ	アガノ アイ	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	氏名	阿賀野 愛	大・昭・平・(令) 27・4・5 ☑16歳未満	☑同居 □別居※	子の子
	個人番号	9 1 8 2 7 3 6 4 5 5 4 6	特親	控除額 万円	
					続柄
					万円

16歳未満（平成22年1月2日以降生まれ）の扶養親族は扶養控除の対象外ですが、非課税の判定を行う際に必要となりますので、必ず記入してください。

※別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「8」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉗雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		・ ・	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

㉘医療費控除（明細書必要）特例 □	支払った医療費等	312,754 円	保険金などで補てんされる金額	95,219 円

収入金額等	事業	営業等	ア	2	5	0	1	8	3	3
		農業	イ							
	不動産		ウ		1	2	0	0	0	0
	利子		エ							
	配当		オ			2	5	0	0	0
	給与		カ	1	1	5	0	0	0	0
	雑	公的年金等	キ	1	1	9	5	3	3	0
		業務	ク							
		その他	ケ		1	6	6	0	0	0
	総合譲渡	短期	コ							
		長期	サ							
	一時		シ							
所得金額	事業	営業等	①	1	8	7	0	2	6	1
		農業	②							
	不動産		③			2	7	5	8	1
	利子		④							
	配当		⑤			2	5	0	0	0
	給与		⑥		6	0	0	0	0	0
	雑	公的年金等	⑦			9	5	3	3	0
		業務	⑧							
		その他	⑨			1	5	2	0	0
		合計（⑦+⑧+⑨）	⑩							
	総合譲渡・一時		⑪							
	合計		⑫	2	6	3	3	3	7	2
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬		4	2	6	7	3	4
	小規模企業共済等掛金控除		⑭							
	生命保険料控除		⑮			7	0	0	0	0
	地震保険料控除		⑯			2	5	0	0	0
	寡婦、ひとり親控除		⑰⑱							
	勤労学生、障害者控除		⑲⑳		5	3	0	0	0	0
	配偶者（特別）控除		㉑㉒		3	3	0	0	0	0
	扶養控除		㉓		7	8	0	0	0	0
	特定親族特別控除		㉔							
	基礎控除		㉕		4	3	0	0	0	0
	⑬から㉕までの計		㉖	2	5	9	1	7	3	4
	雑損控除		㉗							
	医療費控除		㉘		1	1	7	5	3	5
	合計（㉖+㉗+㉘）		㉙	2	7	0	9	2	6	9

令和８年度（令和７年分）市民税・県民税申告書

整理番号	

必ず記入してください。

あて先 阿賀野市長 提出年月日			現住所		職業	
年	月	日	フリガナ		電話番号	
令和			氏名		個人番号	
※市処理欄	L ／ G ／				生年月日	大・昭・平・令　年　月　日

1 収入がないときは、下記から該当するものを選んで□にチェックを入れてください。

□ 失業保険受給中　□ 遺族年金受給中　□ 障害年金受給中　□ 家族に扶養されている
□ 休職中　□ 求職中　□ 病気療養中　□ その他（　　）

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

	種類	支払金額	種類	支払金額
⑬社会保険料控除	国民健康保険 社会保険	円	国民年金(証明書必要)	円
			後期高齢者医療保険料	円
	介護保険料	円	合計	円

	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑮生命保険料控除（証明書必要）	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
	介護医療保険料の計	
	円	
⑯地震保険料控除（証明書必要）	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除 ⑲勤労学生控除	⑰□寡婦控除（□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還）	⑱□ひとり親控除	⑲□勤労学生控除（在学証明書・学生証の写しが必要）（学校名）

⑳障害者控除 障害者手帳（郵送の場合は写し）や証明書が必要です。				
1	氏名		障害の程度	級
2	氏名		障害の程度	級

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者				
配偶者	フリガナ		生年月日	大・昭 平・令　・　・
	氏名		配偶者の合計所得金額	円
	個人番号		□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	

㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除					
1	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分	続柄
	氏名		大・昭 平・令　・　・ □16歳未満	□ 同居 □ 別居※	
	個人番号			特親 控除額	万円
2	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分	続柄
	氏名		大・昭 平・令　・　・ □16歳未満	□ 同居 □ 別居※	
	個人番号			特親 控除額	万円
3	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分	続柄
	氏名		大・昭 平・令　・　・ □16歳未満	□ 同居 □ 別居※	
	個人番号			特親 控除額	万円
4	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分	続柄
	氏名		大・昭 平・令　・　・ □16歳未満	□ 同居 □ 別居※	
	個人番号			特親 控除額	万円

※別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「８」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉗雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		・　・	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

㉘医療費控除（明細書必要）特例 □	支払った医療費等	円	保険金などで補てんされる金額	円

収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
		長期	サ	
	一時		シ	
所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	
	総合譲渡・一時		⑪	
	合計		⑫	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬	
	小規模企業共済等掛金控除		⑭	
	生命保険料控除		⑮	
	地震保険料控除		⑯	
	寡婦、ひとり親控除		⑰⑱	
	勤労学生、障害者控除		⑲⑳	
	配偶者(特別)控除		㉑㉒	
	扶養控除		㉓	
	特定親族特別控除		㉔	
	基礎控除		㉕	430000
	⑬から㉕までの計		㉖	
	雑損控除		㉗	
	医療費控除		㉘	
	合計（㉖＋㉗＋㉘）		㉙	

1 給与所得の内訳（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等	円		
合計	円		
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

2 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収）　☐ 自分で納付（普通徴収）

3 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

4 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

5 雑所得（業務・その他）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

6 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

所得の種類		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
					ニ 合計 イ＋〔(ロ＋ハ)×1/2〕	

※分離課税に係る所得等のある人は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

7 事業専従者に関する事項

1	フリガナ		続柄		生年月日	大・昭 平・令 年 月 日	専従者給与（控除）額
	氏名						
	個人番号						従事月数
2	フリガナ		続柄		生年月日	大・昭 平・令 年 月 日	専従者給与（控除）額
	氏名						
	個人番号						従事月数
所得税における青色申告の承認の有無			あり・なし		合計額		

8 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ	個人番号	住所	
	氏名			
2	フリガナ	個人番号	住所	
	氏名			

9 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	円	条例指定分	都道府県	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）			市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

10 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続柄		生年月日	大・昭 平・令 年 月 日	特別障害者に該当する場合 級
氏名						
個人番号				別居の場合の住所		

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

12 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円	
損益通算の特例適用前の不動産所得	円	
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開（廃）業	開始・廃止	月 日
☐ 他都道府県の事務所等		

不動産所得 計算シート

氏名

小作料収入のある人は、このシートを必ず事前に記載してきてください。

質問１　小作料は現金でいくらもらいましたか？　⇒ 回答１　　円

＋

質問２　お米でどれだけもらいましたか？　⇒ 回答２　　円

〈参考１〉

〈参考１〉下の計算で現金に換算することができます。

コシヒカリ（60kg あたり） ※令和８年１月現在

１等米 30,000 円	×	俵（60kg）	＝	円
２等米 29,400 円	×	俵（60kg）	＝	円
３等米 27,700 円	×	俵（60kg）	＝	円

＝

A

⇒収支内訳書の①、⑤へ転記します　　円

質問３　土地改良費はいくら支払いましたか？　⇒ 回答３　　円

＋

質問４　委託した田畑（宅地などは除く）の固定資産税はいくらに相当しますか？　⇒ 回答４　　円

〈参考２〉

＝

B

⇒収支内訳書の㋑、⑫へ転記します　　円

〈参考２〉

固定資産税相当額は、固定資産税の納税通知書と一緒に送付している課税明細書の土地の中から、委託した田畑を選び、その税相当額（右端の〇囲みした部分）を合計して記入します。

令和 7 年度固定資産（土地・家屋）課税明細書

令和 7 年 4 月 11 日

〒959-0001
阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野　太郎　様

阿賀野市長　加藤　博幸　印

１月１日現在、あなたが阿賀野市内に所有する資産（土地・家屋）で、固定資産課税台帳に記載された事項をお知らせいたします。

1/ 4 枚目

3217-3041425　00000001

資産	（土地）所在地／（家屋）所在地／家屋番号	建築年	新増	種類	課税地目登記地目 構造	課税地積 ㎡ 課税床面積 ㎡	評価額 円	課税標準額 円	備考
	前年課税標準額 円						軽減税額 円	税相当額 円	
土地	○○字△△△ 202				田 田	73300	85541	85541	
	85541							1197	
土地	□□×△○内 204				田 田	75000	87525	87525	
	87525							1225	

不動産所得金額

A － B

⇒収支内訳書の⑮へ転記します　　円

収支内訳書の記載例　～小作料収入のある人～

■ 前年中に小作料収入のある人は、不動産所得の申告をしてください。
■ 収支内訳書を事前に作成し、申告書に添付してください。

不動産所得用の収支内訳書に
住所や氏名等を記載してください。

裏面Ａの金額を、
「収入金額」賃貸料①欄、計⑤欄に
転記してください。

裏面Ｂで計算した金額を、
「その他の経費」租税公課㋑欄、
経費計⑫欄に転記してください。

裏面Ａ－Ｂで計算した金額を、
「所得金額」⑮欄に転記してください。

令和 07 年分収支内訳書（不動産所得用）

（あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

ＦＡ７２００

住所	阿賀野市岡山町 10 番 15 号	フリガナ 氏名	アガノ タロウ 阿賀野 太郎
職業		電話番号	

依頼税理士等：事務所所在地／氏名（名称）／電話番号

整理番号

令和二年分以降用）　令和　年　月　日

（自　月　日　至　月　日）

科目			金額（円）
収入金額	賃貸料	①	456789
	その他の収入：礼金・権利金更新料	②	
	名義書換料その他	③	
	小計（②＋③）	④	
	計（①＋④）	⑤	456789
経費	給料賃金	⑥	
	減価償却費	⑦	
	貸倒金	⑧	
	地代家賃	⑨	
	借入金利子	⑩	
	その他の経費：租税公課	㋑	123456
	損害保険料	㋺	
	修繕費	㋩	
		㋥	
	雑費	㋭	
	小計（㋑～㋭までの計）	⑪	
	経費計（⑥～⑩までの計＋⑪）	⑫	123456
専従者控除前の所得金額（⑤－⑫）		⑬	
専従者控除		⑭	
所得金額（⑬－⑭）		⑮	333333
土地等を取得するために要した負債の利子の額			

○不動産所得の収入の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。）

貸家貸地等の別	用途（住宅用、住宅用以外等の別）	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約期間	貸付面積（平方メートル）	本月賃	①	礼権更 ②	③	
				自 年 月 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
				自 至 ・						
計										

○給料賃金の内訳

氏名（年齢）	従事月数	給料賃金 賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
（　歳）	月	円	円	円
その他（　人分）				
計	延べ従事月数		⑥	

○事業専従者の氏名等

延べ従事月数

【税務署整理欄】 ⑨⑨

FA7200

令和 0□ 年分収支内訳書（不動産所得用）

（あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

提出用（令和二年分以降用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、**黒のボールペンで書いてください。**

令和　年　月　日

（自 □□ 月 □□ 日 至 □□ 月 □□ 日）

科目			金額（円）
収入金額	賃貸料	①	
	その他の収入 礼金・権利金更新料	②	
	名義書換料その他	③	
	小計（②＋③）	④	
	計（①＋④）	⑤	
経費	給料賃金	⑥	
	減価償却費	⑦	
	貸倒金	⑧	
	地代家賃	⑨	
	借入金利子	⑩	
	その他の経費 租税公課	㋑	
	損害保険料	㋺	
	修繕費	㋩	
		㋥	
	雑費	㋭	
	小計（㋑～㋭までの計）	⑪	
	経費計（⑥～⑩までの計＋⑪）	⑫	
専従者控除前の所得金額（⑤－⑫）		⑬	
専従者控除		⑭	
所得金額（⑬－⑭）		⑮	
土地等を取得するために要した負債の利子の額			

住所		フリガナ 氏名		依頼税理士等	事務所所在地
					氏名（名称）
職業		電話番号			電話番号

整理番号

○不動産所得の収入の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。）

貸家貸地等の別	用途（住宅用、住宅用以外等の別）	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約期間	貸付面積	本年中の収入金額 賃貸料 月額	賃貸料 年額	礼金権利金更新料	名義書換料その他	保証金敷金（期末残高）
				自 年 月 至 ・	平方メートル	円	円	礼 権 更 円	円	円
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
				自 ・ 至 ・				礼 権 更		
計							①	②	③	

○給料賃金の内訳

氏名（年齢）	従事月数	給料賃金 賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
（　歳）	月	円	円	円
その他（　人分）				
計 延べ従事月数			⑥	

○事業専従者の氏名等

氏名（年齢）	続柄	従事月数
（　歳）		月
（　歳）		
	延べ従事月数	

【税務署整理欄】

⑨⑨

FA7250

整理番号

（令和二年分以降用）

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得年月	㋑ 取得価額（償却保証額）	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率又は改定償却率	㋥ 本年中の償却期間	㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥）	㋬ 割増（特別）償却費	㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬）	㋠ 貸付割合	㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠）	㋢ 未償却残高（期末残高）	摘要
		年 月 ・	円 （ ）	円		年		月 / 12	円	円	円	%	円	円	
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
計													㋐		

（注） 平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金利子	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は資材の品名	支払年月日 / 支払金額	左のうち必要経費算入額
		・ ・ / 円	円
		・ ・ / 円	
		・ ・ / 円	

○貸付不動産の保有状況（空家（空室）、空地を含めて記入してください。）

用途・種類等			数量	用途・種類等			数量	用途・種類等		数量
住宅用	建物	一戸建	棟	住宅用以外（事務所店舗等）	建物	一戸建	棟	駐車場	屋根付	台
		一戸建以外	室			一戸建以外	室			
	土地	契約件数	件		土地	契約件数	件		青空	
		総面積	㎡			総面積	㎡			

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		権利金 円 / 賃借料	円
		権利金 / 賃借料	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況（借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。）

FA7100

令和 0 年分収支内訳書（農業所得用）

（あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

提出用（令和二年分以降用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、**黒のボールペンで書いてください。**

住所		業種名		依頼税理士等 事務所所在地	
フリガナ 氏名		農園名		氏名（名称）	
		電話番号		電話番号	

令和　年　月　日　（自　月　日　至　月　日）

整理番号

科目			金額（円）	科目			金額（円）
収入金額	販売金額	①		経費 その他の経費	修繕費	㋥	
	家事消費 事業消費 金額	②			動力光熱費	㋬	
	雑収入	③			作業用衣料費	㋭	
	小計（①＋②＋③）	④			農業共済掛金	㋮	
	農産物の棚卸高 期首	⑤			荷造運賃手数料	㋯	
	期末	⑥			土地改良費	㋰	
	計（④－⑤＋⑥）	⑦				㋱	
経費	雇人費	⑧				㋲	
	小作料・賃借料	⑨				㋳	
	減価償却費	⑩				㋴	
	貸倒金	⑪			雑費	㋵	
	利子割引料	⑫			農産物以外の棚卸高 期首	㋶	
	その他の経費 租税公課	㋑			期末	㋷	
	種苗費	㋺			経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㋸	
	素畜費	㋩			小計（㋑～㋸までの計－㋷－㋸）	⑬	
	肥料費	㋥			経費計（⑧～⑫までの計＋⑬）	⑭	
	飼料費	㋭			専従者控除前の所得金額（⑦－⑭）	⑮	
	農具費	㋬			専従者控除	⑯	
	農薬衛生費	㋮			所得金額（⑮－⑯）	⑰	
	諸材料費	㋯			⑰のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額		

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現金 現物	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	延日	円	円	円
その他（　人分）				
計			⑧	

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃耕料等の別	面積・数量	支払額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏名（年齢）	続柄	従事月数
（　歳）		月
（　歳）		
（　歳）		
（　歳）		
	延べ従事月数	

【税務署整理欄】

Ⓑ

㊾

整理番号

FA7150

（令和二年分以降用）

○収入金額の明細

	農産物等の種類品名等	作付面積（飼育頭羽数）	販売金額	家事消費事業消費金額	農産物の棚卸高 期首 数量	期首 金額	期末 数量	期末 金額
田		a	円	円	kg	円	kg	円
畑								
	Ⓐ小計							

	農産物等の種類品名等	作付面積（飼育頭羽数）	販売金額	家事消費事業消費金額	農産物の棚卸高 期首 数量	期首 金額	期末 数量	期末 金額
特殊施設		㎡	円	円	kg	円	kg	円
	Ⓑ小計							
農産物計（Ⓐ＋Ⓑ）		耕作面積 a				⑤		⑥
畜産物その他		頭羽						
	Ⓒ小計							
合計（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）			①	②				

雑収入の内訳	区分	金額
		円
	合計	③

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得（成熟）年月	㋑ 取得価額（償却保証額）	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率又は改定償却率	㋥ 本年中の償却期間	㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥）	㋬ 特別償却費	㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬）	㋠ 事業専用割合	㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠）	㋢ 未償却残高（期末残高）	摘要
		年 月 ・	円 （ ）	円		年		月 / 12	円	円	円	%	円	円	
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
計													⑩		

（注） 平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	㋑ 前年からの繰越額	育成費用の明細 ㋺ 本年中の種苗費、種付料、素畜費	㋩ 本年中の肥料、農薬等の投下費用	㋥ 小計（㋺＋㋩）	㋭ 育成中の果樹等から生じた収入金額	㋬ 本年に取得価額に加算する金額（㋥－㋭）	㋣ 本年中に成熟したものの取得価額	㋠ 翌年への繰越額（㋑＋㋬－㋣）	㋺、㋩、㋭の欄の金額の計算方法
		円	円	円	円	円	円	円	円	
計					㋡					

◎本年中における特殊事情

FA7001

提出用

（令和五年分以降用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 0□ 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

住所			フリガナ 氏名		依頼税理士等	事務所所在地	
事業所所在地			電話番号	（自宅）（事業所）		氏名（名称）	
業種名		屋号	加入団体名			電話番号	

令和　年　月　日

（「営業等」又は「雑（業務）」のいずれかを選択してください。）　営（業）等　雑（業務）

（自 □□ 月 □□ 日 至 □□ 月 □□ 日）

整理番号

科目		金額（円）	科目		金額（円）
収入金額	売上（収入）金額 ①		経費 その他の経費	旅費交通費 ㋑	
	家事消費 ②			通信費 ㋺	
	その他の収入 ③			広告宣伝費 ㋩	
	計（①＋②＋③） ④			接待交際費 ㋥	
売上原価	期首商品（製品）棚卸高 ⑤			損害保険料 ㋭	
	仕入金額（製品製造原価） ⑥			修繕費 ㋬	
	小計（⑤＋⑥） ⑦			消耗品費 ㋣	
	期末商品（製品）棚卸高 ⑧			福利厚生費 ㋠	
	差引原価（⑦－⑧） ⑨			㋡	
差引金額（④－⑨） ⑩				㋢	
経費	給料賃金 ⑪			㋣	
	外注工賃 ⑫			㋤	
	減価償却費 ⑬			㋥	
	貸倒金 ⑭			㋦	
	地代家賃 ⑮			雑費 ㋧	
	利子割引料 ⑯			小計（㋑～㋧までの計） ⑰	
	その他の経費 租税公課 ㋑		経費計（⑪～⑯までの計＋⑰）		⑱
	荷造運賃 ㋺		専従者控除前の所得金額（⑩－⑱）		⑲
	水道光熱費 ㋩		専従者控除※		⑳
			所得金額（⑲－⑳）		㉑

○給料賃金の内訳

氏名（年齢）	従事月数	給料賃金 賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
（　歳）	月	円	円	円
（　歳）				
（　歳）				
その他（　人分）				
計 延べ従事月数			⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等※

氏名（年齢）	続柄	従事月数
（　歳）		月
（　歳）		
（　歳）		
	延べ従事月数	

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

【税務署整理欄】

⑨1	
⑨2	
⑨3	
⑨4	
⑨5	
⑨9	

（令和五年分以降用）

FA7051

整理番号

○売上（収入）金額の明細

※ 登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	売上（収入）金額
			円
上記以外の売上先の計			
右記①のうち軽減税率対象	うち　円	計	①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	仕入金額
			円
上記以外の仕入先の計			
右記⑥のうち軽減税率対象	うち　円	計	⑥

◎本年中における特殊事情

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得年月	㋑ 取得価額（償却保証額）	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率又は改定償却率	㋥ 本年中の償却期間	㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥）	㋬ 特別償却費	㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬）	㋠ 事業専用割合	㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠）	㋢ 未償却残高（期末残高）	摘要
		年 月	円 ( )	円		年		月 / 12	円	円	円	%	円	円	
		・	( )					/ 12							
		・	( )					/ 12							
		・	( )					/ 12							
		・	( )					/ 12							
		・	( )					/ 12							
計													⑬		

（注） 平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		権利金等　円 賃借料	円
		権利金等 賃借料	